

2023.5月
JIPA 事務局長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対策について

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日から「第5類感染症」に変更されました。その感染防止対策の実施については、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとした対応となります。

これを踏まえて、今後のJIPA活動における具体的な対応について、以下のとおりご連絡いたします。

○会合時の検温、マスク着用について

検温は必要ございません。

また、マスクに関しては、JIPAとして、一律に着用を推奨するようなことはせず、個人の判断に委ねることといたします。

但し、外部団体等との会合や意見交換、並びに政策委員会、研究会などにてグループディスカッションなどを行う際など、「相手本位のマナー」を考慮する必要がある場合には、現時点においては、マスクの着用を推奨することといたします。また、会員企業やJIPA活動を行う施設などの運用ルールが明確に定められている場合には、その運用を優先してください。

なお、すでにご連絡しておりますとおり、「コロナ感染対策チェック票」も提出不要です。

○JIPA会合参加者で新型コロナ感染者が発生した場合

事務局へのご連絡は必要ございません。

なお本方針は、状況により変更することがあります。

以上